

# お知らせ板

## 木材引取税の申告納付

市内に山林を持っている人が木材(素材)の取引をした場合には、その取引価格の百分の二が木材引取税として課されます。この税金は、買受人が納税義務者となり、売った人(立木の所有者)がその税金を徴収して市役所に納める義務があります。

なお、自家消費の場合には、その者が引取者とみなされ納税の義務を負います。

◆ 申告納入の手続きは、取引した翌月の日までに行ないます。これまでの例によると、ほとんどの方は市役所から催告されない手続きをしないが、これ等の場合には、よけいな加算金をとられるばかりでなく、税額の算定においても大変不利な取扱いとなりま

すから、今後は期限内に手続きをとられるようお願いいたします。

## 市税の納税は期限内に

● 自主納税で明るい家庭  
市税の納入については、みなさま方より特別のご協力をいただき、昭和38年度の市税納入実績(最終)は九九・一%と前年を〇・五%上回る好成績をあげ県内十一市中で最上位の成績を収めました。

しかしながら、まだ納期限内の納付率は約六十%という低い状況であり、納期限内完納になお一層ご協力下さい。

● 納税貯蓄組合に加入しよう  
すでに市内四十%の方が納税貯蓄組合に加入して完納しています。納税組合加入者には色々の特典がありますから、未加入の方は今すぐ加入をおすすめいたします。

● 納期を過ぎた市税については強制処分  
地方税法では、督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分

(財産差し押え等)を行なうことになっていきます。

督促状、催告状を差しあげても、なお未納金の払込みもない場合には、不本意ながら滞納処分を強行することになります。

苦勞して完納している多数のみなさんのためにも、また、お互いに嫌な暗い気持ちになる差し押え処分などという事態のおきないうちに進んで解決を計ってください。

## 農業所得調査にご協力

ください

昭和39年度農作物の所得標準を作成するため市内全域の農家について、水陸稲の立毛検見調査及び普通畑の作付状況等の調査を行いますから、市職員が伺いましたら正しい調査ができるようご協力をお願いします。

● 水稲等の立毛検見調査  
9月21日～10月5日

● 普通畑の作付状況等調査  
10月6日～10月16日

## 台風と税金

台風などで被害額が資産所有者の総所得(退職・山林所得を含む)の十%以上になったときは十%を越える部分が控除の対象



東京オリンピックはもう目の前にきています。世界の目が、まさに日本にそそがれているといえましょう。

史上最大といわれるこの大会の「投てき審判員」に、下鉢石町の小久保充夫氏が選ばれたと



東京オリンピック

## 投てき審判員に委嘱された小久保充夫氏

いうニュースは、わたくしたち日光市民にとっても朗報でした。小久保氏が陸上競技を始めたのは、昭和11年、鹿沼農商三年のときからで、その年に開かれたベルリン・オリンピックの放送を、当時円盤投げの県記録保持者だったお兄さんとラジオで聞き、意を決してやり投げの道に精進したといえますから、氏とオリンピックとは、縁浅からぬものがあるといえます。

氏にとって惜しまれるのは、第12・13回のオリンピック大会がいずれも大戦のため中止されたことで、日大二年生当時から

やり投げの記録を伸ばしはじめ三年のときは、一般対学生選手権大会で二位に入賞、日本のホープとして注目されながら、前記の理由でオリンピック出場は遂に実現されませんでした。

昭和18年日大商科を卒業した氏は、その後心算。同22年に復員してからも国体などに出場しましたが、同25年からは国体監督や、全国勤労者大会などの各種大会の審判、役員として活躍近くはブレオリンピックや東京オリンピック最終予選の審判もつとめています。

現在、日本陸連代議員、関東

陸協理事、県陸協常務理事などの要職にあつて、日本陸上競技の発展に意を注いでいる氏は、こんどの東京オリンピック投てき審判員としての抱負を「審判としての自信はあります。国際的な競技でもあり、選手の気持ちを理解して誠意をもってつとめたい」と語っておられました。

身長一・七五メートル、体重七八キロの堂々たる体格の氏は趣味としてのマテックはプロ級の腕前。家庭では奥さんの十三子さんとの間に二人のお子さんを持つよき父。中学三年の昭子さんは陸上競技の選手、小学五年の均一君は東照宮道場に通う少年剣士というスポーツ一家です。東京五輪での氏の活躍に心から声援をお送りします。

(大正9年12月7日生満43才)

## 今日の納税

市県民税 第3期

《10月31日かぎり》

◇のばせ信用のばすな税金◇

(昭和38年度)

日光市納税奨励標語集特選標語



となりますが、その被害について保険金賠償金などの支払いがなかった場合は、総所得額の十%を越える金額より控除されることとなります。(鹿沼税務署)

## 今日は

国民年金保険料の納期

7.8.9月分(第2期)

《10月31日まで》



保険料を納めることが困難な方は、免除になりますから手続きをとってください。保険料を納めず、免除の手続きもしておきませんと、事故の場合はもとより、将来にわたって年金が受けられません。